

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

資料5-2

		前期基本計画	後期基本計画(修正案)	
第2章	分野のめざす姿	<p>○子どもから高齢者までのすべての市民が、地域の支え合いのなかで、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしています。</p> <p>○市民が、病気やけがを未然に防ぐため、ライフステージに応じた健康づくりに取り組んでいるとともに、医療や介護などを安心して受けられる社会保障制度などが整い、自立した生活を営んでいます。</p> <p>○親が子育てと仕事の両立ができるなど、子どもが健やかに育つ環境が整い、阪南市で育った市民や市外の人が阪南市で子どもを生み育てたいと考えています。</p>	<p>○子どもから高齢者までのすべての市民が、地域の支え合いのなかで、住み慣れた地域で安心して、いきいきと暮らしています。</p> <p>○市民が病気やけがを未然に防ぐため、<u>普段から心身の健幸について考え、健康づくりに取り組むことを促進するためのスマートウェルネスシティの実現をめざし、自立した生活を営んでいます。</u></p> <p>○<u>子育て支援サービスが充実しているなど</u>、子どもが健やかに育つ環境が整い、阪南市で育った市民が阪南市で子どもを生み育てたいと考えています。</p>	
	施策体系	(1)地域福祉経営の推進		(1)地域福祉経営の推進
		(2)健康づくりの推進		(2)健康づくりの推進
		(3)医療体制の充実		(3)医療体制の充実
		(4)国民健康保険制度の適正な運営		(4)国民健康保険制度の適正な運営
		(5)子育て支援の充実		(5)子育て支援の充実
		(6)介護保険の健全運営・高齢者支援の充実		(6)介護保険の健全な運営
		(7)障がい者福祉の充実		(7)障がい者福祉の充実
		(8)生活支援の充実		(8)生活支援の充実
				(9)高齢者支援の充実

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第2章	施策名	(1)地域福祉経営の推進					(1)地域福祉経営の推進				
	現状と課題	○少子高齢化・人口減少を背景に、ひとり暮らし高齢者世帯の増加や核家族化、地域コミュニティの希薄化が進み、家庭や地域の支え合う機能が弱まっています。市民と市役所とが協力し合ってまちづくりを進めていくには、団塊の世代をはじめ、「ヒト・モノ・カネ・情報」などの資源を活用した、多くの市民の参画・協働による「地域福祉経営」の推進が求められています。 ○高齢者や障がい者、子育て世帯など、乳幼児期から高齢期に至るまで、すべての市民が地域で安心して暮らせるよう、総合的な保健・医療、福祉施策の推進が求められています。					○近年の少子高齢化の進行やライフスタイルの多様化、核家族化により、地域社会での住民の社会的なつながりが希薄化し、家庭や地域の支え合う機能が弱まっています。誰もが住み慣れた地域で、安心して健康に暮らしていくために、地域でのつながりを大切に、互いに助け合いながら市民、事業者および行政との協働による「地域福祉経営」の推進が求められています。 ○高齢者や障がい者、子育て世帯などの分野別の福祉制度をはじめ、ひきこもりや生活困難などの多様化する福祉課題解決のための総合的な福祉施策の推進が求められています。				
	施策のめざす姿	○子どもから高齢者までのすべての市民が、福祉の充実した地域で安心して暮らしています。 ○市民と市役所が協働・連携し、市民が主体となって人権と福祉のまちづくりを進められる地域福祉のネットワークを構築しています。					○子どもから高齢者までのすべての市民が、福祉の充実した地域で安心して暮らしています。 ○市民と市役所が協働・連携し、市民が主体となって人権と福祉のまちづくりを進められる地域福祉のネットワークを構築しています。				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値(H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値(H33年度)	説明
		①「地域の福祉施設等が充実し、誰もが安心して暮らしている」と思う市民の割合	%	47.7	↗	住民意識調査	①小地域ネットワーク活動(*1)延べ参加者数	人	36,828	43,000	グループ援助活動参加者および個別援助活動参加者数
		②小地域ネットワーク活動(*1)ボランティア数	人	598	650	小学校区内で活動しているボランティア数	②コミュニティソーシャルワーカー(*2)による相談件数	件	1,820	2,400	いきいきネット相談支援センター(*3)(コミュニティソーシャルワーカー)で受けた相談件数
③くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度)登録者数		人	1,200	1,800							
	④コミュニティソーシャルワーカー(*3)による相談件数	件	1,527	1,800	いきいきネット相談支援センター(コミュニティソーシャルワーカー)で受けた相談件数						
市役所の役割	○関係機関と協働し、講座を開催するなど、知識や経験のある人が新たなまちづくりの担い手として地域福祉を支える活動に参画しやすいくみをつくります。 ○社会福祉協議会をはじめとする福祉関係事業者やNPOなどの各種団体と連携し、情報の共有化・ネットワーク化を促進し、日常や災害時に支援の必要な市民の生活を支える医療・保健・福祉施策を充実させるとともに、身近な地域におけるセーフティネットを構築します。 ○いきいきネット相談支援センターや社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関と連携し、地域での暮らしの総合相談事業をさらに充実します。					○地域福祉のネットワーク構築のための地域活動やその繋ぎ手であるコミュニティソーシャルワーカーの周知啓発、情報発信を図り、地域福祉を支える活動に参画しやすい仕組み作りに取り組みます。 ○社会福祉協議会(*4)をはじめとする福祉関係事業者や地域の各種団体と連携し、情報の共有化・ネットワーク化を促進し、要援護者を支える福祉活動を充実させるとともに、身近な地域におけるセーフティネットを構築します。 ○いきいきネット相談支援センターや社会福祉協議会、民生委員児童委員協議会などの関係機関と連携し、地域での暮らしの総合相談事業をさらに充実します。					
市民などの役割	○経験や知識を活かし、まちづくりの主人公として地域福祉を支える活動に参加します。 ○身近な地域での声かけや見守りなど、「向こう三軒両隣」の考え方に見られる地域のつながりや助け合いといった福祉意識を向上します。 ○福祉関係事業者や各種団体は、今後も利用者への新たなサービスの提供、支援をはじめ、関係団体との連携・協働や地域活動への参画を推進するとともに、地域での福祉課題を解決するため、専門職としての知見を活用し、市民と市役所の橋渡し役となります。 ○暮らしの悩みや不安をひとりで抱え込まず、コミュニティソーシャルワーカーや社会福祉協議会、民生委員などへ早期に相談します。					○地域でのつながりを大切に、共に支え合う福祉意識を向上し、地域福祉活動に参加します。 ○福祉関係事業者や各種団体は、今後も利用者への新たなサービスの提供、支援をはじめ、関係団体との連携・協働や地域活動への参画を推進するとともに、地域での福祉課題を解決するため、専門職としての知見を活用し、市民と市役所の橋渡し役となります。 ○暮らしの悩みや不安をひとりで抱え込まず、コミュニティソーシャルワーカーや社会福祉協議会、民生委員児童委員などへ早期に相談します。					
注釈	(*1)小地域ネットワーク活動:小学校区の中で、高齢者、障がい者および子育て中の親子などが地域で安心して生活できるよう、校区(地区)福祉委員会(*6)などが中心となって、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いのネットワークづくりを進めていく活動。 (*2)くらしの安心ダイヤル事業(災害時要援護者登録制度):高齢者や障がい者などを対象に、民生委員、校区福祉委員会、いきいきネット相談支援センターや各種団体などの関係機関が連携し、日常の見守り・声かけ活動を大切にしながら、地震などの災害時に安否確認を行う事業。 (*3)コミュニティソーシャルワーカー:地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行う福祉の専門知識を有する総合相談支援員。 (*4)いきいきネット相談支援センター:市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、概ね中学校区へ「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、子どもから高齢者までの暮らしに関わる地域の総合福祉相談機関。 (*5)社会福祉協議会:社会福祉法に基づく社会福祉法人で、地域福祉を推進する民間福祉団体。介護保険事業のほか、さまざまな福祉事業を行っている。 (*6)校区福祉委員会:小学校区を単位とし、自治会などの各種団体や個人など校区内に住む住民で構成されており、住民が主体となって幅広い福祉活動を行う組織。 □					(*1)小地域ネットワーク活動:概ね小学校区を単位とし、高齢者、障がい者および子育て中の親子などが地域で安心して生活できるよう、校区(地区)福祉委員会(*5)などが中心となって、地域住民の参加と協力による支え合い・助け合いのネットワークづくりを進めていく活動。 (*2)コミュニティソーシャルワーカー:コミュニティソーシャルワーカー:地域において様々な問題を抱え、支援を必要とする人に対して、地域とのつながりや人間関係など、本人を取り巻く環境を重視した相談援助を行うとともに、新たなサービスの開発や公的制度とのつなぎ役等を担う専門的知識を有する「地域の福祉相談員」。 (*3)いきいきネット相談支援センター:市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、概ね中学校区へ「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、子どもから高齢者までの暮らしに関わる地域の総合福祉相談機関。 (*4)社会福祉協議会:社会福祉法に基づく社会福祉法人で、地域福祉を推進する民間福祉団体。小地域ネットワーク活動の推進、介護保険事業など様々な福祉事業を行っている。 (*5)校区(地区)福祉委員会:概ね小学校区を単位とし、地域の各種団体や個人など校区(地区)内に住む住民で構成されており、住民が主体となって幅広い福祉活動を行う組織。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第2章	施策名	(2)健康づくりの推進					(2)健康づくりの推進				
	現状と課題	○本市のがん検診受診率は、全国平均、大阪府平均と比べて低く、検(健)診機会の増加など、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境を整えることにより、受診率の向上や疾病の早期発見・早期治療を促進することが求められています。 ○生活習慣病などの増加により、生活習慣の改善や健康の保持、増進に対する関心が高まっており、市民が健康づくりに参加しやすい魅力ある健康教育の実施や、市民のニーズに応じた情報の提供が求められています。					○がん検診受診率は、上昇傾向にあるものの全国平均に比較して低く、検(健)診機会の増加や特定健診との同時実施等、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境を整えるとともに、検診受診の重要性の啓発や習慣化を図ることが求められています。 ○前期高齢者中心の取り組みだけでなく、若年期からの食育や運動習慣づくりが必要となっています。 ○健康に関心の高い市民だけでなく、これまで健康に関心の低かった市民も参加する健康づくりや、健幸マイスター(*1)や食生活改善推進委員などを支援し、市民が自立して継続的に健康づくりに取り組めるようにすることは必要です。				
	施策のめざす姿	○市民自らが主体的にライフステージに応じた健康づくりに取り組み、健やかで心豊かに暮らしています。					○食生活の改善と適度な運動習慣という健康づくりの基礎を中心に、市民自らが主体的にライフステージに応じた健康づくりに取り組み、将来に渡って健やかで心豊かに暮らしています。				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値(H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値(H33年度)	説明
		①「市民は健康づくりに取り組むための行政サービスを受けられる環境になっている」と思う市民の割合	%	57.4	↗	住民意識調査	①がん検診受診率	%	21.06	50.0	現状値は平成26年度末
		②がん検診受診率	%	11.6	50.0		②離乳食講習会・ばくばく幼児食教室受講者数	人	129	150	現状値は平成27年度末
		③乳幼児健康診査受診率	%	96.1	100.0		③はんなん健幸マイレージ参加者数	人	1,876	5,000	
		④予防接種の接種率	%	81.8	100.0		④食生活推進委員養成講座修了者数	人	191	220	現状値は平成27年度末
⑤標準化死亡比(男性)		—	100.1	100.0	現状値は平成15～19年の値						
⑥標準化死亡比(女性)	—	110.3	100.0	現状値は平成15～19年の値							
市役所の役割	○健康問題の分析、評価を行い、市民および医師会などの関係団体・地区組織などと連携して、健康づくりに取り組みます。 ○自分の健康は自分で守るため、健康意識を啓発するなどにより検(健)診の受診率を向上させ、疾病の早期発見・早期治療を促進します。 ○妊娠から出産・乳幼児期を通して、健康教育、健康相談や乳幼児健康診査を充実することにより、胎児・乳幼児の健やかな成長・発達や母親の育児不安の軽減など、育児を支援します。 ○予防接種の必要性を啓発することにより、予防接種の接種率を向上させ、感染症の発生・拡大を予防します。					○検(健)診機会の増加や特定健診との同時実施等、市民が各種検(健)診を受診しやすい環境を整えるとともに、検診受診の重要性の啓発に努めます。 ○前期高齢者中心の取り組みだけでなく、若年者や母子が参加しやすい講座や健康教育の充実を図ります。 ○健幸マイスターや食生活改善推進委員などの養成を推進し、活動の場の提供や取り組みを支援します。 ○市の健康度や施策を科学的な根拠により分析、評価を行い、市民および医師会などの関係団体・地区組織などと連携して、健康づくりに取り組みます。					
市民などの役割	○栄養、運動、休養についての正しい知識を持って、健康づくりに取り組みます。 ○自らが進んで検(健)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。 ○乳幼児健康診査は、疾病の早期発見・早期治療、療育相談などの必要な支援を得るためにも必ず受診します。 ○感染症の発生・拡大を予防するため、定期予防接種を必ず接種します。					○定期的に検(健)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。 ○食育や運動習慣など基本的な健康づくりに関する正しい知識を持って、自分自身が健康づくりに取り組むだけでなく、家族や友人、地域の人たちにも普及します。					
注釈	(*)標準化死亡比:人口構成の異なる地域の死亡の状況を比較するために用いる指標の1つ。全国平均を100として、値が100を超える場合は全国平均より死亡率が高く、100未満の場合は死亡率が低いと判断される。					(*1)健幸マイスター:本市に在籍するウエルネスマネージャーの指導のもと、地域に根差した健幸の活動を実施する市民。まちあるきの集いや、ラジオ体操教室など、市民主導での活動を広げることによって、幅広い層を巻き込んだ取り組みを行う。 (*2) はんなん健幸マイレージ:市の開催する事業やイベントへの参加、個人目標への取組によってポイントを獲得し、市の特産品等の記念品が当たる抽選に参加できる制度。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第2章	施策名	(3) 医療体制の充実					(3) 医療体制の充実					
	現状と課題	<p>○近年の社会環境や疾病構造の変化により、市民の医療に対するニーズはますます増大かつ多様化、高度化する傾向にあるため、将来にわたり安定的に良質な医療を提供することができる医療提供体制の充実が求められています。</p> <p>○高齢化や医療技術の進歩により、市民の医療に対する期待度が増加傾向にあるため、一般の医療機関では実施が困難な医療を提供する地域の中核病院として、また、泉州医療圏(南部地域)(* 1)の後方支援病院(* 2)としての役割を明確にすることが求められています。</p> <p>○地域の医療機関をはじめ、市民や関係団体などと有機的に連携することにより、地域において予防から治療まで安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化を進めることが求められています。</p> <p>○休日や夜間の急病に対応する救急病院として、プライマリから二次(* 3)までの急病救急の受け入れ体制の充実が求められています。</p>					<p>○近年の社会環境や疾病構造の変化により、市民の医療に対するニーズはますます増大かつ多様化、高度化する傾向にあるため、将来にわたり安定的に良質な医療を提供することができる医療提供体制の充実が求められています。</p> <p>○高齢化や医療技術の進歩により、市民の医療に対する期待度が増加傾向にあるため、一般の医療機関では実施が困難な医療を提供する地域の中核病院として医療機器の高度化や高度専門医療施設としての整備が求められています。また、泉州医療圏(南部地域)(* 1)の後方支援病院(* 2)としての役割を明確にすることが求められています。</p> <p>○地域の医療機関をはじめ、市民や関係団体などと有機的に連携することにより、地域において予防から治療まで安心して生活できるよう、保健・医療・福祉のネットワーク化を進めることが求められています。</p> <p>○休日や夜間の急病に対応する救急病院として、プライマリから二次(医療) (* 3)までの急病救急の受け入れ体制の充実が求められています。</p>					
	施策のめざす姿	<p>○地域の中核病院として安定的に良質な医療の提供がなされ、すべての市民が安心して医療を受けることができます。</p> <p>○地域の医療機関などとの連携が図られ、すべての市民が地域完結型医療を受けることができます。</p> <p>○急病や救急に対する受け入れ体制が構築され、すべての市民が安心して暮らしています。</p>					<p>○地域の中核病院として安定的に良質な医療の提供がなされ、すべての市民が安心して医療を受けることができます。</p> <p>○地域の医療機関などとの連携が図られ、すべての市民が地域完結型医療を受けることができます。</p> <p>○急病や救急に対する受け入れ体制が構築され、すべての市民が安心して暮らしています。</p>					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
			①「安心して医療サービスを受けられる環境になっている」と思う市民の割合	%	36.4	↗	住民意識調査	①一日平均外来患者数	人	396.7	400	
			②一日平均外来患者数	人	271.4	370.0		②一日平均入院患者数	人	134.9	166	
			③一日平均入院患者数	人	59.6	150.0		③他院等からの患者紹介件数	人	4,346	4,780	
		④患者被紹介率	%	17.6	20.0	現状値(H22)は平成21年度	④救急受け入れ件数	件	1,006	1,106		
		⑤救急受け入れ件数	人	198	2,400		⑤泉州南部診療情報ネットワーク登録者数	人	260	266	累計者数	
	⑥市民病院公開講座参加者数	人	—	200	平成23年度から実施	⑥市民病院公開講座参加者数	人	609	670			
市役所の役割	<p>○臨床研修病院としての指定を受け、安定して医師を確保することにより、良質な医療を安定的に提供します。</p> <p>○院内保育所の設置など、女性職員が働きやすい環境整備を進め、安全安心の医療・看護を提供します。</p> <p>○急病救急の受け入れ体制を構築し、休日や夜間の急病に対応します。</p> <p>○医師会、歯科医師会や薬剤師会をはじめ、地域の医療機関、市民や関係団体と連携し、保健・医療・福祉のネットワーク化を推進し、地域医療提供体制を充実します。</p> <p>○近隣病院と連携するとともに、地域の医療機関と連携し、適正な医療機関の利用について啓発します。</p> <p>○人間ドック、がん検診などの検(健)診事業を行うことにより、早期医療を推進します。</p> <p>○地域医療機関医師との症例検討会や市民病院公開講座などを積極的に開催し、地域の医療の質を向上するとともに、公衆衛生活動に取り組みます。</p>					<p>○臨床研修病院としての指定を受け、安定して医師を確保することにより、良質な医療を安定的に提供します。</p> <p>○急病救急の受け入れ体制を拡充することで、休日や夜間の急病に対応します。</p> <p>○医師会、歯科医師会や薬剤師会をはじめ、地域の医療機関、市民や関係団体と連携し、保健・医療・福祉のネットワーク化を推進し、地域医療提供体制を充実します。</p> <p>○泉州南部診療情報ネットワーク(なすびんネット(*4))をより一層活用することで、近隣病院と連携するとともに、適正な医療機関の利用について啓発します。</p> <p>○市民病院公開講座を開催するなど、日頃から市民との情報共有を行い、地域に提供する医療の質を向上させます。</p>						
市民などの役割	<p>○緊急でない軽症時の受診を控えるとともに、救急車を適正に利用します。</p> <p>○地域の医療機関は、阪南市民病院との病診連携に努めます。</p> <p>○一人ひとりがかかりつけ医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。</p> <p>○市民自らが進んで検(健)診を受け、疾病の早期発見・早期治療に取り組みます。</p> <p>○自らバランスのとれた食事や適度な運動を行うとともに、人間ドックなどを受診するなど、健康保持に積極的に取り組みます。</p> <p>○市民病院公開講座などへ積極的に参加し、健康意識の向上に努めます。</p>					<p>○緊急でない軽症時の受診を控えるとともに、救急車を適正に利用します。</p> <p>○地域の医療機関は、阪南市民病院との病診連携に努めます。</p> <p>○一人ひとりがかかりつけ医を持ち、自分の病状に応じて医療機関を適正に利用します。</p>						
注釈	<p>(*1)泉州医療圏(南部地域): 大阪府が府内を8つに区分した二次医療圏(主に入院治療を提供する病院を整備する地域的な単位)のうち、高石市以南の8市4町の地域を泉州医療圏と呼び、その南部にあたる貝塚市以南の4市3町の地域。</p> <p>(*2)後方支援病院: 他の病院で重症・重篤な入院治療を終えた患者を受け入れ、体力が回復するような看護やリハビリテーションを行い、退院を支援する病院。</p> <p>(*3)プライマリから二次(医療)まで…比較的軽症な初期医療から、入院治療を必要とする重症な医療まで。</p>					<p>(*1)泉州医療圏(南部地域): 大阪府が府内を8つに区分した二次医療圏(主に入院治療を提供する病院を整備する地域的な単位)のうち、高石市以南の8市4町の地域を泉州医療圏と呼び、その南部にあたる貝塚市以南の4市3町の地域。</p> <p>(*2)後方支援病院: 他の病院で重症・重篤な入院治療を終えた患者を受け入れ、体力が回復するような看護やリハビリテーションを行い、退院を支援する病院。</p> <p>(*3)プライマリから二次(医療)まで…比較的軽症な初期医療から、入院治療を必要とする重症な医療まで。</p> <p>(*4)泉州南部診療情報ネットワーク(なすびんネット): 泉州南部の地域医療連携を構築し、医療の質を向上させるため、情報提供病院(阪南市民病院、市立貝塚病院、りんくう総合医療センター)に保管されている検査結果やX線画像など診療情報を患者の同意に基づき地域の医療機関が閲覧可能となり、情報共有することで診療に役立てるシステム。</p>						

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第2章	施策名	(4)国民健康保険制度の適正な運営					(4)国民健康保険制度の適正な運営					
	現状と課題	<p>○国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤を支えるものであり、他の医療保険に加入していない人を被保険者としているため、長引く不況や高齢化の影響を受け、保険料収入の低迷や医療費の伸びによる保険給付費の増加など、その運営は大変厳しい状況となっています。</p> <p>○長期にわたって安定した国民健康保険制度を確立するため、医療保険制度の一本化や保険者の再編統合などの改革を進め、適正な国民健康保険事業の運営が求められています。</p> <p>○国民健康保険の被保険者の健康管理や健康の保持・増進のため、特定健康診査(*1)・特定保健指導(*2)など、法定の保健事業制度の充実が求められています。</p>					<p>○国民健康保険制度は、国民皆保険の基盤を支えるものであるが、経済の低迷や高齢化、また医療費の伸びによる保険給付費の増加などの影響を受け、その運営はますます厳しい状況となっています。</p> <p>○平成30年度から新たに大阪府が市とともに共同保険者として、主に財政運営の責任主体となります。今後、長期にわたって安定した国民健康保険制度を確立するため、適正な国民健康保険事業の運営が求められています。</p> <p>○国民健康保険の被保険者の健康管理や健康の保持・増進のため、特定健康診査(*1)・特定保健指導(*2)など、保健事業制度の充実が求められています。</p>					
	施策のめざす姿	○安心して医療を受けることができる適正な運営がなされている健康保険制度を有し、市民が住み慣れたまちで安心して暮らしています。					○安心して医療を受けることができる適正な運営がなされている健康保険制度を有し、市民が住み慣れたまちで安心して暮らしています。					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値(H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値(H33年度)	説明
			①特定健康診査受診率	%	32.21	65.00	特定健康診査を受診した国民健康保険の被保険者の割合	① 保険料の収納率	%	90.45		<p>収納額÷調定額×100</p> <p>現状値は平成26年度の値</p> <p>大阪府策定の支援方針規模別目標収納率</p> <p>平成27年4月1日現在の規模別目標収納率は91.6%</p>
			②特定保健指導利用率	%	9.73	45.00	特定保健指導の対象者のうち、指導を受けた人の割合	②特定健康診査受診率	%	30.8	60.00	<p>特定健康診査を受診した国民健康保険の被保険者の割合</p> <p>現状値は平成26年度の値</p>
			③早期介入保健指導参加者数	人	14	40		③特定保健指導利用率	%	39.3	60.0	<p>特定保健指導の対象者のうち、指導を受けた人の割合</p> <p>現状値は平成26年度の値</p>
	④「メタボリックシンドローム」該当者およびその予備群の人の割合	%	16.0	10.0								
市役所の役割	<p>○国民健康保険の運営状況や事業内容を周知し、理解と協力を求めます。</p> <p>○特定健康診査・特定保健指導などの受診率を向上させることにより、医療費の適正化や市民の健康の保持・増進を推進します。</p> <p>○国民健康保険制度を安定的かつ持続的に運営できるようにするため、国や大阪府などの関係機関に広域化などの抜本的な制度改正に取り組むよう要望します。</p>					<p>○適正な保険料率の賦課や収納率を向上させることにより、健全な事業運営に努める。</p> <p>○国民健康保険の運営状況や事業内容を周知し、理解と協力を求めます。</p> <p>○データヘルス計画(*3)を推進し、受診率の向上ため、特定健康診査(集団健診)でのがん検診との同時実施や土曜日の実施、特定保健指導の個別対応等を実施し、被保険者の健康保持の増進と医療の効率的かつ適正な提供を推進します。</p> <p>○平成30年度の広域化に向け、円滑に移行するとともに、広域化後も制度の安定化のため、府と共同保険者として、資格管理、保険給付、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担います。</p>						
市民などの役割	<p>○健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。</p> <p>○特定健康診査・特定保健指導などの保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組めます。</p>					<p>○健康に対する意識を高め、疾病予防に努め、適正に医療機関を利用します。</p> <p>○特定健康診査・特定保健指導などの保健事業に積極的に参加し、健康の保持・増進に取り組めます。</p> <p>○交通事故等で病院を受診する場合、病院への申出や市への届出をすることで、国民健康保険事業の健全な運営に寄与します。</p>						
注釈	<p>(*1)特定健康診査：40歳から74歳までの人を対象に糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として平成20年4月から導入された新しい健康診断。</p> <p>(*2)特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して行う保健指導。</p> <p>(*3)早期介入保健指導：前年度の特定健康診査の結果から、特定保健指導の対象者とはならなかったが、生活習慣病のリスクを有する人に対して行う保健指導。</p> <p>(*4)メタボリックシンドローム：肥満、特に内臓に脂肪が蓄積した内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態。肥満症や高血圧、高脂血症、糖尿病などの生活習慣病は、肥満、特に内臓脂肪型肥満が原因であることが分かってきた。</p>					<p>(*1)特定健康診査：40歳から74歳までの人を対象に糖尿病などの生活習慣病の発症や重症化を予防することを目的として平成20年4月から導入された新しい健康診断。</p> <p>(*2)特定保健指導：特定健康診査の結果から、生活習慣病の発症リスクが高く、生活習慣の改善による予防効果が多く期待できる人に対して行う保健指導。</p> <p>(*3) データヘルス計画：特定健康診査や診療報酬明細書(レセプト)などから得られるデータの分析に基づいて実施する、効率のよい保健事業をデータヘルスと呼び、厚生労働省は2015年度からすべての健康保険組合に対してデータヘルス計画の策定を求めた。</p>						

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第2章	施策名	(5)子育て支援の充実					(5)子育て支援の充実					
	現状と課題	<p>○子育てで最も重要な役割を果たすのは家庭であり、子どもの育ちを支えるために子育て支援の団体やサークルが市内の各地域において積極的に活動しています。また、地域子育て支援センター(*1)を中心に情報交換や連携を図る場を設けており、子育て支援活動のさらなる推進が求められています。</p> <p>○共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより、安心して子どもを生き育てることができる、子どもが健やかに育つ環境の充実が求められています。</p> <p>○子育てに不安を抱えて地域で孤立する親が増加する傾向があり、その結果、児童虐待に進展する恐れがあります。親が子育てに自信を持ち、親としての責任を果たせるよう、気軽に相談できる場の提供、正しい知識の普及啓発ならびに児童虐待の防止のための啓発、早期発見および対応などの子育て支援体制が求められています。</p>					<p>○本市の公立保育所施設は、築後40年以上が経過し老朽化が進んでいることに加え、全施設が未耐震であるため、保護者が子どもを安心して預けることができない施設となっています。将来発生が想定される南海トラフ巨大地震による地震・津波の被害から子どもたちを守ることができる施設の整備が求められています。</p> <p>○子育てで最も重要な役割を果たすのは家庭であり、子どもの育ちを支えるために子育て支援の団体やサークルが市内の各地域において積極的に活動しています。また、地域子育て支援センター(*1)を中心に情報交換や連携を図る場を設けており、子育て支援活動のさらなる推進が求められています。</p> <p>○共働き家庭やひとり親家庭の増加などにより、安心して子どもを生き育てることができる、子どもが健やかに育つ環境の充実が求められています。</p> <p>○子育てに不安を抱えて地域で孤立する親が増加する傾向があり、その結果、児童虐待に進展する恐れがあります。親が子育てに自信を持ち、親としての責任を果たせるよう、気軽に相談できる場の提供、正しい知識の普及啓発ならびに児童虐待の防止のための啓発、早期発見および対応などの子育て支援体制が求められています。</p>					
	施策のめざす姿	○市民や市外に住む子育て世代が、子育てと仕事の両立ができるよう、地域全体が子育てを支援し、安心して子どもを生き育てたいと思えるまちになっています。					○市民や子育て世代が、子育てと仕事の両立ができるよう、地域全体が子育てを支援し、安心して子どもを生き育てたいと思えるまちになっています。					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値(H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値(H33年度)	説明
			①「子どもが地域に守られ育っている」と思う市民の割合	%	81.4	↗	住民意識調査	①保育所待機児童	人	0	0	基準日(10月1日)
			②「安心して子どもを産み育てられる環境が整っている」と思う市民の割合	%	63.1	↗	住民意識調査	②地域子育て支援センター利用組数	組	2,744	2,800	地域子育て支援センターで実施する親子教室・子育てサロン・父親支援事業・地域支援者対象事業・学生ボランティア対象事業・子育て講座およびにこにこルームを利用する組数
		③15歳未満人口	人	8,377	7,000		③ファミリーサポートセンター(*2)利用者数(会員数)	人	424	430	利用会員、協力会員、両方会員の合計数	
		④保育所待機児童数	人	0	0		④留守家庭児童会の待機児童数	人	0	0	基準日(3月末日)	
		⑤地域子育て支援センター利用親子数	組	2,169	3,000	地域子育て支援センターで実施する親子教室、赤ちゃんサロン、にこにこルームおよび子育て講座を利用する親子の数						
		⑥ファミリーサポートセンター利用者数(会員数)	人	233	400	利用会員、協力会員、両方会員の合計数						
		⑦乳幼児健診受診率	%	96.1	100.0							
		⑧留守家庭児童会の待機児童数	人	0	0							
		⑨地域での子育てサークル開催場所数	か所	21	36	NPOなどが中心になり開催している場所の数						
	市役所の役割	<p>○保育については、施設の老朽化・耐震への対応および幼保の包括的・一体的な制度の構築を見据え、総合的に計画し、充実します。</p> <p>○子育てする親が孤立することのないように身近で気軽に相談できる体制づくりを進めるなど、子育てしやすいまちと感じてもらえる子育て支援サービスを充実します。</p> <p>○子育てを見守り、支援できる地域づくりをめざして、地域での子育て支援活動の充実とネットワーク化を推進し、児童虐待の発生を防止します。</p>					<p>○地震・津波の被害から子どもたちを守るとともに、保護者のニーズに総合的に対応できる教育・保育・子育て支援サービスを展開するため、公立保育所、公立幼稚園および子育て総合支援センターを一極化する(仮称)総合こども館を整備します。</p> <p>○(仮称)総合こども館に幼保連携型認定こども園を設けることで、子どもにとって適切な集団規模の維持や待機児童を完全に解消する受入れ体制の構築を図ります。</p> <p>○子育てする親が孤立することのないように身近で気軽に相談できる体制づくりを進めるなど、子育てしやすいまちと感じてもらえる子育て支援サービスを充実します。</p> <p>○子育てを見守り、支援できる地域づくりをめざして、地域での子育て支援活動の充実とネットワーク化を推進し、児童虐待の発生を防止します。</p> <p>○子育て中のご家庭に対して、必要とする医療が容易に受けられるよう子どもの医療費の自己負担額の一部を助成します。</p>					
	市民などの役割	<p>○子どもが健やかに育つため、地域の温かい愛情のなかで子どもを育てるとともに、愛情ある子育てを次世代に継承します。</p> <p>○地域住民が、必要ときに注意するなど、お互いの子育てを見守り、支え合える関係をつくります。</p> <p>○事業所は、周辺に住む子どもの安全を見守るとともに、従業員が家庭においてゆとりを持って子育てに専念できるよう配慮します。</p>					<p>○子どもが健やかに育つため、地域の温かい愛情のなかで子どもを育てるとともに、愛情ある子育てを次世代に継承します。</p> <p>○地域住民が、必要ときに注意するなど、お互いの子育てを見守り、支え合える関係をつくります。</p> <p>○事業所は、周辺に住む子どもの安全を見守るとともに、従業員が家庭においてゆとりを持って子育てに専念できるよう配慮します。</p>					
	注釈	<p>(*1)地域子育て支援センター：地域で親子の交流の場を提供したり、保護者へ相談助言したり、子育てにかかわるサークルやグループの支援やネットワーク化を推進する拠点。</p> <p>(*2)ファミリーサポートセンター：子どもの一時預かりや送迎などの子育て支援を必要とする人と支援したい人を結びつける子育て支援サービスの1つ。</p>					<p>(*1)地域子育て支援センター：地域で親子の交流の場を提供したり、保護者へ相談助言したり、子育てにかかわるサークルやグループの支援やネットワーク化を推進する拠点。</p> <p>(*2)ファミリーサポートセンター：子どもの一時預かりや送迎などの子育て支援を必要とする人と支援したい人を結びつける子育て支援サービスの1つ。</p>					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第2章	施策名	(6)介護保険の健全運営・高齢者支援の充実					(6)介護保険の健全な運営				
	現状と課題	○高齢化の進展により高齢者の健康や介護への不安、さらには経済的な不安も高まっており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者支援の需要が増大しています。 ○介護保険制度による介護サービスの充実や、地域包括支援センターにおける相談体制の充実を図っていますが、独居高齢者や認知症高齢者が増加していることから、支援が必要な高齢者の早期発見や緊急対応体制の構築が求められています。 ○高齢者自身の健康づくりや生きがいづくりが求められています。					○高齢者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本とし、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるよう、地域包括ケアシステム(*1)の構築が求められています。 ○介護保険制度による介護サービスの充実や、平成28年4月に、地域包括支援センター(*2)を2か所に増設し民間委託したことで、相談体制の充実を図っていますが、独居高齢者や認知症高齢者が増加していることから、支援が必要な高齢者の早期発見や緊急対応体制の構築が求められています。 ○高齢化の進展により、高齢者の健康や介護への不安、さらには経済的な不安も高まっており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者支援の需要が増大しています。				
	施策のめざす姿	○高齢者が、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくりに努めています。 ○高齢者が要介護(支援)状態になっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けています。					○高齢者が要介護(支援)状態になっても、地域の一員として、住み慣れた地域で暮らし続けています。 ○高齢者が、「自分の健康は自分で守る」という意識のもと、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくり生きがいづくりに努めています。				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値(H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値(H33年度)	説明
		①「高齢者が支援サービス等を利用しながら安心して暮らしている」と思う市民の割合	%	64.0	↗	住民意識調査	①要介護(支援)認定率	%	18.6	24.8	65歳以上要介護(支援)認定者数÷65歳以上人口
		②要介護(支援)認定率	%	17.3	17.3	65歳以上要介護(支援)認定者数÷65歳以上人口	②地域包括支援センター相談件数	件	1,537	1,700	市が委託をしている2か所の地域包括支援センターへの相談件数
		③介護予防教室参加者数	人	6,890	7,500	教室延べ参加者数	③介護予防教室参加者数	人	10,288	10,300	教室延べ参加者数
	④老人クラブ加入者数	人	4,230	4,400	老人クラブの加入者数						
市役所の役割	○介護保険制度を安定的にかつ健全に運営し、要介護(支援)認定高齢者の生活を支えます。 ○高齢者が要介護(支援)状態にならないよう、身近な地域で参加できる介護予防事業をさらに充実させます。 ○今後急増が予測される認知症への対策を念頭に、地域包括支援センターの相談体制をさらに充実するとともに、地域住民と連携することで要介護(支援)高齢者の見守りなどの活動を支援します。					○介護保険制度を安定的にかつ健全に運営し、要介護(支援)認定高齢者の生活を支えます。 ○今後急増が予測される認知症への対策を念頭に、地域包括支援センターの相談体制などの機能強化を図り、地域住民と連携することで要介護(支援)高齢者の見守りなどの活動を支援します。 ○一人ひとりが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けられるよう「地域包括ケアシステム」の構築に向けた取り組みを進めるほか、地域の中での支え合い・助け合いの力が発揮できるよう、地域における新しい絆を形成します。					
市民などの役割	○高齢者が、身近な地域で行われている介護予防教室に積極的に参加し、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくりに努めます。 ○認知症や介護が必要な高齢者への理解を深め、地域ぐるみでの見守りなどをしていきます。					○高齢者が、身近な地域で行われている介護予防教室に積極的に参加し、要介護(支援)状態とならないよう自らの健康づくりに努めます。 ○認知症や介護が必要な高齢者への理解を深め、地域ぐるみでの見守りなどをしていきます。					
注釈	(*1)地域包括支援センター:高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える相談機関。					(*1)地域包括ケアシステム:高齢者のニーズに応じた住宅が提供されることを基本とし、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護、予防のみならず、福祉サービスを含めたさまざまな生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制のこと。 (*2)地域包括支援センター:高齢者が住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を送るために、高齢者の生活を支える相談機関。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第2章	施策名	(7)障がい者福祉の充実					(7)障がい者福祉の充実				
	現状と課題	○ノーマライゼーション(*1)の理念に基づき、障がい者が住み慣れた地域で自立して生活ができる環境づくりや、障がい者のライフステージに応じた総合的な支援が求められています。 ○国や大阪府、周辺自治体との連携や、市民・事業者と連携した障がい者福祉を実践する体制づくりや、NPOなど民間活動の育成や活動支援、役割分担が求められています。					○ノーマライゼーション(*1)の理念に基づき、障がい者が住み慣れた地域で自立して生活ができる環境づくりや、障がい者のライフステージに応じた総合的な支援が求められています。 ○国や大阪府、周辺自治体との連携や、市民・事業者と連携した障がい者福祉を実践する体制づくりや、NPOなど民間活動の育成や活動支援、役割分担が求められています。				
	施策のめざす姿	○障がい者が、市民と市役所が協働する地域社会のネットワークのなかで、総合的な支援を受け、地域で自立して安全安心に暮らしています。					○障がい者が、市民と市役所が協働する地域社会のネットワークのなかで、総合的な支援を受け、地域で自立して安全安心に暮らしています。				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
		①「障がい者が支援サービス等 を利用しながら住み慣れた地域 で安心して暮らしている」と思う 市民の割合	%	68.1	↗	住民意識調査	①計画相談支援(*2)相談員数	人	11	15	計画相談支援の相談員数
		②一般就労移行者数	人	1	4	福祉施設から一般企業へ就職する障がい者の人数	②就労移行支援(*3)利用者のうち、一般就労に移行する人の割合	%	11	18	福祉施設から一般企業へ就職する障がい者の人数
	③共同生活介護利用者数	人	0	8	ケアホームに入居している全介助を要する障がい者の人数	③共同生活援助利用者数	人	19	26	グループホームに入居している障がい支援区分3以上の障がい者の人数	
市役所の役割	○障がい者が住み慣れた地域で、その能力に応じて雇用の場につくことができるよう就労支援システムを構築します。 ○地域活動支援センター、いきいきネット相談支援センターなどでの相談支援を充実するとともに、地域の関係機関、市民、当事者団体と連携し地域における障がい者支援のためのセーフティネットを構築します。 ○障がい者支援のための人権研修、啓発活動を推進するとともに、障がい者の人権尊重を基本とした権利擁護のしくみを構築します。 ○障がい者が住み慣れた地域で自立して生活していくため、ケアホームなどの居住系サービスの基盤整備を推進します。					○障がい者が住み慣れた地域で、安心して生活していくための相談支援体制を整備します。 ○障がい者が住み慣れた地域で、その能力に応じて雇用の場につくことができるよう就労支援システムを構築します。 ○障がい者が住み慣れた地域で自立して生活していくため、グループホームなどの居住系サービスの基盤整備を推進します。 ○障がい者支援のための啓発活動を推進するとともに、障がい者差別解消法に基づき、人権尊重を基本とした相談支援を実施します。					
市民などの役割	○社会福祉協議会のボランティア活動やNPOなどの民間団体の障がい者に対する支援活動に積極的に参加します。 ○社会福祉協議会やNPOなどの民間団体がそれぞれの特性を活かした障がい者支援活動に取り組むとともに、関係機関が連携し、地域における障がい者支援のためのセーフティネットの構築に市民、当事者団体も参加します。 ○障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を重んじ、地域社会の一員として人権を尊重し合い、ともに支え合います。					○社会福祉協議会やNPOなどの民間団体がそれぞれの特性を活かした障がい者支援活動に取り組むとともに、関係機関が連携し、地域における障がい者支援のためのセーフティネットの構築に市民、当事者団体も参加します。 ○社会福祉協議会のボランティア活動やNPOなどの民間団体の障がい者に対する支援活動に積極的に参加します。 ○障がいの有無に関わらず、人間としての尊厳を重んじ、地域社会の一員として人権を尊重し合い、ともに支え合います。					
注釈	(*1)ノーマライゼーション(normalization):1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の1つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。 (*2)共同生活介護:ケアホーム。介護を必要とする障がい者が地域社会において共同生活を営む住居。 (*3)地域活動支援センター:障がい者が地域の実情に応じて創作的活動や生産活動に参加したり、社会との交流促進を図り、障がい者の自立生活を支援する通所施設。 (*4)いきいきネット相談支援センター:市民が住み慣れた地域で「いきいき」と生活できるように、概ね中学校区へ「コミュニティソーシャルワーカー」を配置し、子どもから高齢者までの暮らしに関わる地域の総合福祉相談機関。					(*1)ノーマライゼーション(normalization):1960年代に北欧諸国から始まった社会福祉をめぐる社会理念の1つ。障がい者と健常者とは、お互いが特別に区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策なども含まれる。 (*2)計画相談支援:障がい福祉サービス利用計画を作成し、支給決定後に利用状況をモニタリングしサービス利用計画の見直しを行う給付。 (*3)就労移行支援:就労を希望する障がい者に対して、生産活動などの機会の提供を通じて、知識や能力向上のため必要な訓練を行う給付。 (*4)共同生活援助:障がい者に生活の場所(グループホーム)を提供し、かつ夜間に相談を受けたり、介助するなどの支援を行う給付。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)					
第2章	施策名	(8)生活支援の充実					(8)生活支援の充実					
	現状と課題	○社会情勢の低迷による雇用情勢の悪化により、生活保護受給者の比率(保護率)が急増するなか、本市では、専門性を有する担当者を配置し、自立支援プログラムや自立助長の取り組みにより、保護率は微増の傾向にあります。9% ₀₀ (パーミル)台で推移しています。 ○今後は、依然として厳しい雇用情勢のなか、生活困窮者や低所得者などが安心・信頼できるセーフティネットの構築に加え、生活保護受給者で就労を希望するが結びつかない人、就労意欲を失い社会から孤立する人に対し、日常生活や社会生活の自立のため、社会とのつながりを結びなおす支援が求められています。					○少子高齢化に伴う人口減少、グローバル化による産業競争の激化など、雇用を取り巻く社会や経済は構造を変化させるなか、非正規雇用問題や所得格差問題、国民年金保険料の未納率の高止まり等により、生活保護受給者が増加しています。 ○本市では、専門性を有する担当者を配置し、自立支援プログラムや自立助長の取り組みにより、就労自立世帯は微増しているものの、被保護者の高齢化により保護率も微増しています。 ○生活困窮者の自立支援を充実するため、きめ細やかな支援対策が求められています。					
	施策のめざす姿	○市民は、最低限度の生活が保障され、地域社会の一員として自立した生活を営んでいます。					○市民は、最低限度の生活が保障され、地域社会の一員として自立した生活を営んでいます。					
	成果指標		指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
			①「生活に困窮している市民が自立した生活に向けた支援を受けることができる」と思う市民の割合	%	61.8	↗	住民意識調査	①保護率	% (パーミル)	11.23	12.00	生活保護受給者の人口千人当たりの比率
			②保護率	% (パーミル)	9.75	10.00	生活保護受給者の人口千人当たりの比率	②就労自立世帯数	世帯	21	25	生活保護から就労によって自立した世帯数
		③就労自立世帯数	世帯	15	20	生活保護から就労によって自立した世帯数	③生活相談件数	世帯	425	500	生活困窮世帯から相談を受けた実数	
	市役所の役割	○生活保護世帯や低所得者世帯に対して、ケースワーカーなどの専門職を中心として就労と自立を支援します。					○生活保護世帯や低所得世帯に対して、ケースワーカー、主任相談員などの専門職を中心として就労と自立を包括的に支援します。 ○生活困窮者に対して生活保護に至る前の段階から早期に生活相談支援を実施します。 ○生活困窮者の自立支援を充実するため未実施の任意事業である学習支援事業等を実施に向けて取り組みます。					
	市民などの役割	○地域住民、NPO、社会福祉法人などが連携し、孤立しがちな生活保護受給者に社会とのつながりを結びなおす「社会的居場所づくり」を進めます。					○生活困窮者へ包括的支援を実現するためには、市役所等の専門機関だけでなく、住民団体やボランティアなどのインフォーマルな部門とも協働した「支え合いの地域づくり」を進めます。					

前期基本計画と後期基本計画(素案)との比較について

		前期基本計画					後期基本計画(修正案)				
第2章	施策名						(9)高齢者支援の充実				
	現状と課題						○高齢化の進展により、高齢者の健康や介護への不安、さらには経済的な不安も高まっており、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう高齢者支援の需要が増大しています。 ○高齢者自身の健康づくりや生きがいづくりが求められています。				
	施策のめざす姿						○高齢者が、その人らしく生活できるよう、活力ある地域社会を築くために、高齢者の生きがいづくりや社会参加を支援しています。				
	成果指標	指標名	単位	現状値	目標値 (H28年度)	説明	指標名	単位	現状値	目標値 (H33年度)	説明
							①老人福祉センター利用者数	延べ人数	25,877	26,100	老人福祉センター利用者数
							②老人クラブ加入率	%	20.1	20.1	老人クラブ加入者数÷60歳以上の人口×100
市役所の役割						○高齢者が地域で安心して暮らせるよう、身近な地域で参加できる高齢者の生きがい活動をさらに充実させます。					
市民などの役割						○高齢者が、身近な地域で行われている生きがい活動に積極的に参加し、社会参加に努めます。					